

Toshikai

本気になれば世界が変わる

都師会会報 臨時号





目 次

- 1 ご挨拶
- 2 理事公募のお知らせ
- 3 一時支援金の情報



公益社団法人東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会広報局

〒101-0042東京都千代田区神田東松下町37-4

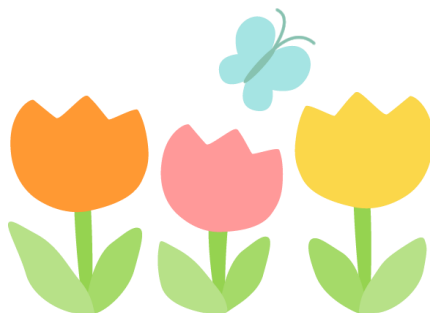
TEL 03-3252-8811 FAX 03-3252-8813



1 ご挨拶

今年もまた春になり桜が咲き、今年もまたコロナ禍騒動に振り回されている。非常事態宣言下と言いながら、この状況に慣れて危機感が麻痺してきているのか、十分な効果が上がっていない。延期されたオリパラは国内国外の問題を苦慮しながらも開催に向けて準備を進めているニュースが流れています。特に日本では副反応について強よく言われますが、やっとワクチン接種が始まりました。

どこに希望をもって生きていけば良いでしょう・・・業友の皆様お一人おひとりが今まさに厳しい状況の中で努力されておられる事でしょう。このような時にこそ力を合わせ、経済面でも健康面でも大きな不安がある中でも、都民国民のため、もちろん私達自身のために、「日々生きていく為の力」を強め、希望を持って暮らせるように「あはき業」を通して貢献して参りましょう。



2 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 理事公募のお知らせ

令和 3 年度は役員改選の年です。新しく理事を選任するに当たり下記の通り候補者を広く会員の皆様の中から公募致します。ご応募お待ちしております。

記

1 立候補の条件

- ・ 正会員であること。
- ・ 現在会費の滞納が無いこと。
- ・ 免許取得後 2 年以上経過していること(令和 3 年 4/30 現在)



2 受付期間

令和 3 年 3/22(月)～令和 3 年 4/12(月)

3 募集人数 数名 (理事定員 3~12 人以内)

4 公募の流れ

- ・ 受付期間内に所定の立候補届出書及びアピール文(1000 文字程度)を事務局に提出して下さい。

- ・受付期間終了後に現役員と面談を実施します。
(面談日程は別途ご連絡致します。)
- ・4/21(水)の理事会にて候補者を選定致します。
- ・選ばれた候補者の方には個別にご連絡致します。
- ・令和2年度定時総会(5月後半開催予定)にて候補者を承認致します。

5 理事業務内容

任期は2年です。

年間6回程度の理事会と総会に出席。

主な業務は各事業部の活動と、その他会務全般です。

若干ですが活動費を支給予定。

6 立候補届出書の提出先(郵送 FAX e-mail 何れでも可)

公益財団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 事務局 宛

〒101-0042 東京都千代田区東松下町 37-4

公益財団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会会館 4階

TEL : 03-3252-8811

FAX : 03-3252-8822

e-mail : toshikai8811@ybb.ne.jp



東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会
理事公募 立候補届出書

※日付は西暦にてお願いします。

氏名	生年月日 年 月 日
自宅住所	
職場住所	
業務形態 に ○印 自営（ 治療院開設 訪問出張専門 ） ・ 勤務 療養費保険取扱 有 ・ 無	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
資格取得年月日	はり 年 月 日 きゅう 年 月 日 あん摩マッサージ指圧 年 月 日
他に取得された資格 柔道整復師 理学療法士 介護福祉関係 看護師 その他医療関係 心理関係 その他 （ ）	
臨床実績年数（簡単に。詳細はアピール文にて）	
所属する他団体・学会等(役員等されていればその役職も)	
確認事項	正会員である 会費滞納無し

※本書類の他に臨床実績、あはき業界や業界団体に対する思い等を 1000 文字目安で記述した
アピール文を添付して下さい。フォーマットは自由です。

4 一時支援金情報

政府から新たに一時支援金支給の発表がありました。
ご検討してみてください。



中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等▶▶ 上限 **60万円** 個人事業者等▶▶ 上限 **30万円** を支給します。

給付額▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上ー2021年の対象月[※]の売上×3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象 詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること[※]

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

※緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と密接・間接の取引があること、または、宣言地域における不安定な外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

飲食店時短営業の影響

宣言地域内

(時短要請対象の)飲食店

※上記の飲食店は対象外です。

宣言地域内・外

①食品加工・製造事業者

②飲食関連の器具・備品の販売事業者

③流通関連事業者

④飲食品の生産者

⑤飲食関連の器具・備品の生産者

⑥上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

外出自粛等の影響

宣言地域内

宣言地域内・外

①外出の目的地までの移動サービスを提供する事業者

②外出の目的地での商品・サービスを提供する事業者

③外出に伴う宿泊サービスを提供する事業者

④上記の①～③の事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者



以下の場合は給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



（緊急事態宣言とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



（緊急事態宣言とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金[※]の支給対象の飲食店は給付対象外です。

（昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。）
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

一時支援金 ホームページ



一時支援金

検索

<https://ichijishienkin.go.jp/>

スマホサイトは4月以降公開予定



一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

※相談窓口では、申し込み受付は、内線通話にも対応しています。



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00（土日・祝日含む全日）※お電話は大変混雑いたしますので、ホームページもご活用ください。



「一時支援金」の不正受給は犯罪です！